

石狩市選挙管理委員会告示第 43 号

令和 8 年 8 月 3 日石狩市選挙管理委員会告示第 42 号により告示した内容について一部誤りがあったので、次のとおり訂正する。

〔訂正前〕

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する事務取扱規程（平成 8 年選挙管理委員会規程第 2 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 1 0 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までの間に交付する証票の有効期限は、令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとする。

〔訂正後〕

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する事務取扱規程（平成 8 年選挙管理委員会規程第 2 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 1 年 8 月 3 1 日までの間に交付する証票の有効期限は、令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとする。

令和 8 年 8 月 1 7 日

石狩市選挙管理委員会委員長 白 井 俊

